

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に当り、
休日は、
がとる)

目 次

◇訓 令 鳥取県守衛服務規程（総務管財課）

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県守衛服務規程を次のように定める。

平成四年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県守衛服務規程

鳥取県守衛服務規程（昭和二十七年八月鳥取県訓令第十九号）の全部を

改正する。

（趣旨）

第一条 守衛（守衛長及び副守衛長を含む。第三条を除き、以下同じ。）の服務に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（職務）

第二条 守衛の職務は、次のとおりとする。

一 県庁舎（本庁舎、第二庁舎、議会議棟、議会議棟別館及び車庫棟並びにこれらの付属施設をいう。以下同じ。）及び県庁構内（以下「県庁舎等」という。）の巡視

二 出入者の監視

三 県庁舎の出入口の開閉

四 職員退庁後の県庁舎内の各室の鍵の保管

五 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日（以下「県の休日」という。）並びに県の休日以外の日の正規の勤務時間以外の時間（以下「勤務時間外」という。）における文書の收受、公印の管守及び電話の受付

六 その他総務管財課長が別に定める事項

（指揮系統）

第三条 守衛長は、総務管財課長の命を受け、副守衛長及び守衛を指揮する。

2 副守衛長は、守衛長を補佐し、守衛長が不在のときは、その職務を代理する。

3 守衛は、守衛長及び副守衛長の指揮を受け、職務を遂行する。

(勤務時間)

第四条 守衛の勤務は、二交代制とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、総務管財課長が特に勤務を命じたときは、この限りでない。

日勤 午前八時から午後四時四十五分まで

夜勤 午後四時四十分から翌日の午前八時五分まで

2 守衛は、夜勤においては、四時間仮眠することができる。

3 守衛は、勤務を交代するときは、守衛日誌に所要事項を記入した上で引き継ぐものとする。

(県庁舎等の巡視)

第五条 守衛は、巡視時計を所持し、次の各号に掲げる時間帯において当該各号に定める回数以上県庁舎等を巡視し、異状を認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

一 午前八時から午後四時四十分まで 午前、午後各一回

二 午後四時四十分から午後十時まで 二回

三 午後十時から翌日の午前五時まで 五回

四 翌日の午前五時から午前八時まで 一回

2 守衛は、巡視の際には、防火器具及び防火施設に常に留意するものとする。

(出入者の監視)

第六条 守衛室では、常時一人以上の守衛が出入者を監視し、挙動不審な者を認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

2 守衛は、県の休日及び勤務時間外の出入者に対しては、その用務を問ひ、必要と認められた場合に限り入庁させるものとする。この場合、出入者

控簿に用務、住所(職員にあっては、所属)及び氏名を記入させ、退庁するときはその旨を申告させるものとする。

(出入口の開閉)

第七条 守衛は、県の休日にあつては終日、県の休日以外の日にあつては午前零時から午前六時三十分まで及び午後六時(第二庁舎東出入口にあつては、午後八時)から午後十二時までの間、次の出入口を開鎖するものとする。

本庁舎西出入口

本庁舎南出入口

本庁舎東出入口

第二庁舎北出入口

第二庁舎東出入口

議会棟西出入口

議会棟南出入口

(鍵の保管)

第八条 守衛は、県庁舎内の各室を最後に退室する職員が退庁するときは、室内点検票を確認した上でその室の鍵を受領し、次に入室する職員が登庁するまで保管するものとする。

(文書の收受)

第九条 守衛は、県の休日及び勤務時間外に文書を收受したときは、所定の受付簿に登載整理した上で保管し、翌日(翌日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日以外の日)には速やかに広報文書課に引き継ぐものとする。ただし、当該文書が緊急に処理すべきものであると認めるときは、直ちに当該文書を処理すべき者に連絡し、適切な措置を講ず

るものとする。

2 守衛は、広報文書課に文書を引き継いだときは、文書受取票の所定欄に受領印を受けるものとする。

(公印の管守)

第十条 守衛は、正規の勤務時間中の公印の管守者から公印を引き継いだときは、公印引継簿の所定欄に押印するものとし、当該管守者に公印を引き継いだときは、その所定欄に受領印を受けるものとする。

2 守衛は、県の休日及び勤務時間外に公印を使用しようとする者がある場合は、決裁済みの起案書又はこれに代わるべき書類及び押印すべき文書を審査し、適当と認めたときは、押印させるものとする。この場合、公印使用簿に所要事項を記入させるものとする。

附 則

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。